

第5次いすみ市行財政改革大綱

(令和8年度～令和12年度)



令和8年3月
い す み 市

目 次

第1章	はじめに	1
第2章	第4次行財政改革の取り組み	2
第3章	いすみ市の現状と課題	3
第4章	新たな改革の取り組み	4
第5次	いすみ市行財政改革大綱の体系図	5
	基本方針ごとの推進項目	6
I.	社会情勢の変化や市民ニーズを的確にとらえた行政運営	6
	(1) 組織機構の見直し	
	(2) 新しい技術を活用した業務の推進	
	(3) 公共施設・公有財産の管理	
	(4) 民間活力の活用	
	(5) 広域行政の推進	
II.	持続可能とする行政の効率化と財政の健全化	8
	(1) 健全な財政運営の推進	
	(2) 市税等の収納対策の強化	
	(3) 自主財源の確保に向けて	
III.	理解しやすい行政と市民との協働の推進	9
	(1) 市民への情報発信の充実	
	(2) 市政への市民参加の促進	
	(3) 市民とともに進めるまちづくり	

第1章 はじめに

いすみ市は、平成18年10月に「第1次いすみ市行財政改革大綱」を策定し、「市民との協働による新たな行財政システムの構築」を基本理念とした市政全般にわたる行財政改革を実施しながら、行政サービスの向上と効率性の高い行政運営に取り組みました。

その後に策定した「第2次・第3次いすみ市行財政改革大綱」では、「未来に輝く持続可能ないすみ市の実現」を基本理念とし、財政基盤の確立と時代に対応した行政体制の構築を図りました。

現行の「第4次いすみ市行財政改革大綱」では、「幸せ、安心、健康、住みたいいすみ市の実現」を基本理念として様々な課題にも的確に対応できる行政体制の構築を図りました。

これまでの行政改革の取り組みにより、行政運営において一定の成果をあげてきましたが、令和4年4月に過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（以下「過疎法」という。）に基づく過疎地域として夷隅地域が指定されるなど、今後より一層進む人口減少と著しい少子高齢化の進展により、地域経済の縮小、収入財源の減少等は避けられないことが見込まれます。その一方で、少子高齢化に伴う社会保障費の増加、公共施設の老朽化等による維持管理や施設の更新、デジタル・トランスフォーメーションの推進、多様化する市民ニーズへの対応や新たな地域課題への施策など、行政を取り巻く環境は刻一刻と変化し、より一層厳しくなることが予想されます。

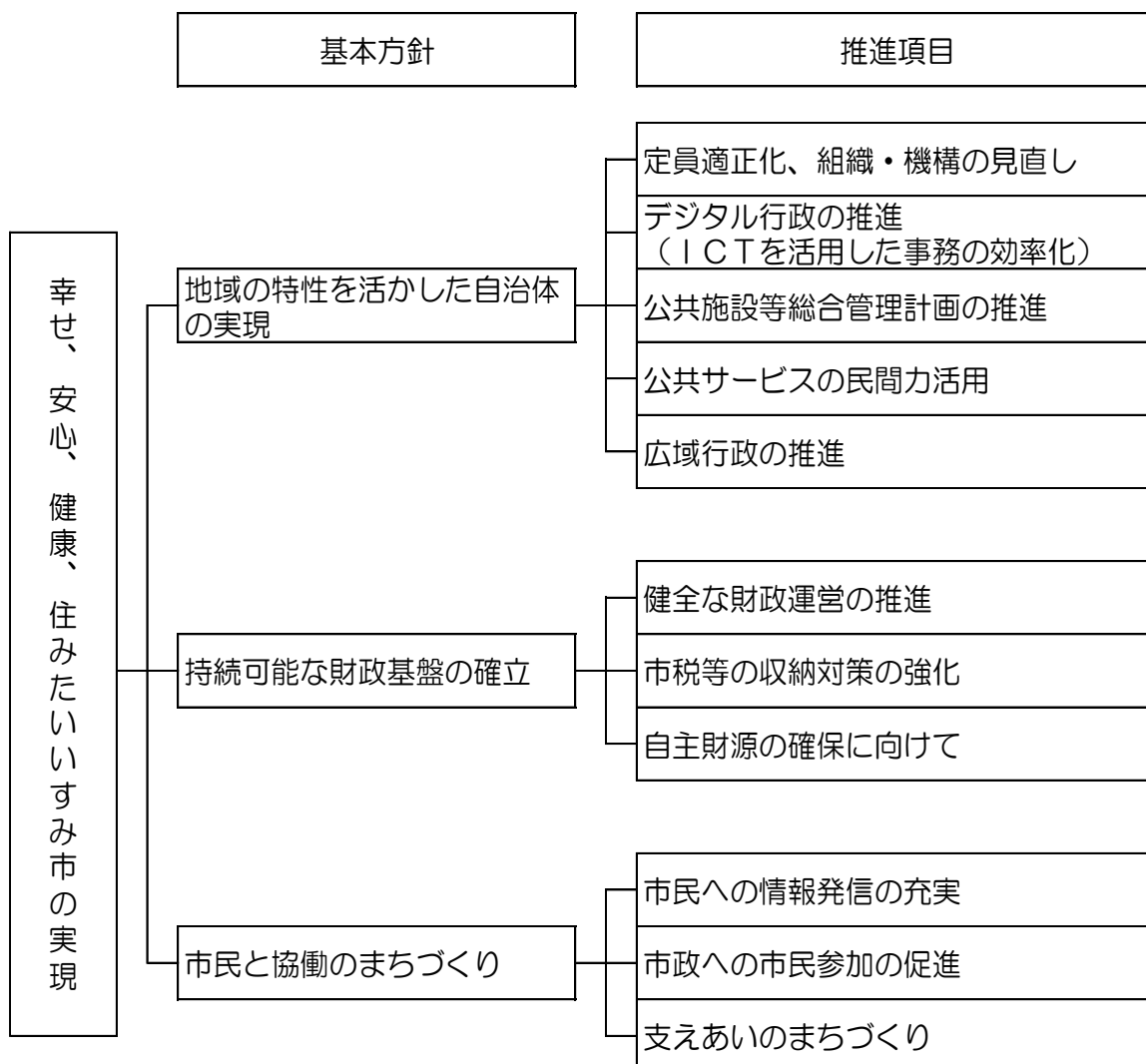
このような中、人口減少をできるだけ緩やかにしていくことや人口構造の変化を見据えた持続可能なまちづくりを進めていく必要があります。これまで取り組んできた行政改革を継続していくとともに、より効果的・効率的な行政運営を図るため、「第5次いすみ市行財政改革大綱」を策定し、市民が安全・安心でいつまでも幸せに暮らせるいすみ市の実現に向け取り組みます。

第2章 第4次行財政改革の取り組み

第4次行財政改革大綱では、「幸せ、安心、健康、住みたいいすみ市の実現」を基本理念として、下記の3つの基本方針により、行財政改革に取り組んできました。

主な成果は、市税等の収納対策として滞納整理の強化、クレジット決済やスマートフォン決済アプリを使用した納付の導入、また、自主財源の確保として、旧中川小への企業誘致、ふるさと納税の推進による寄附額の増額などが図られました。

第4次行財政改革大綱の期間では、新型コロナウイルスの流行による生活様式、社会構造の急速な変化、エネルギー価格をはじめとした物価の高騰や人件費の上昇など、厳しい経済情勢に対応した市政運営の見直しが行われるなか、行政改革は着実な推進が図られました。今後、持続可能な地域づくりのため、さらなる行政運営の効率化と財政運営の健全化を継続して取り組む必要があります。



第3章 いすみ市の現状と課題

いすみ市の人口は市制施行以降減少し続け、令和2年の国勢調査では35,544人になっていますが、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口(令和5年推計)」によると、市の人口は令和32年(2050年)に20,218人と推計され、令和2年の国勢調査と比較すると、約1万5千人減少するとされています。この人口減少は、令和4年に夷隅地域が過疎地域に指定されたことにより顕在化され、過疎法に基づく財政措置等を活用しながら、さらなる人口減少対策を推進する必要があります。

これまでの行政改革により、事業の見直しや職員の削減、市税等の債権管理などの取り組みにより産み出された効果額は、財政規律を守りながら、保育料の軽減や給食費の無償化等の子育て支援の拡充、コロナ対策や地域経済対策など時代のニーズに対応した事業の推進、また、既存事業をより推進するための財源として活用されました。

今後、人口減少や少子高齢化の進展による社会構造の変化に対応した財政運営を推進するとともに、激甚化・頻発化する風水害や大規模地震等への対策、脱炭素化社会の実現に向けての取り組み、公共施設や道路等のインフラ整備や長寿命化の推進、自治体DX進展による市民の利便性の向上と業務の効率化、エネルギー価格をはじめとした物価の高騰対策など、時代の変化に応じた行政課題への対応が必要になります。

さらに、高度化・多様化する行政課題を解決していくためには、職員の能力や意欲の向上、定年の引き上げに伴う柔軟な組織体制の構築を図るなど、課題を解決できる職員の育成や組織作りが求められます。

市民の安定した暮らしを支え、最適な行政サービスの創出、より良い市民サービスの提供、人口減少社会に対応した持続可能ないすみ市の実現に向けて、行財政改革に取り組まなければなりません。

第4章 新たな改革の取り組み

1 第5次行財政改革大綱の基本理念

人口減少社会を見据え、未来につながる持続可能な財政基盤の確立のために、さらなる行財政改革に取り組む必要があります。

市民の視点を大切にしたまちづくり『市民との協働を推進し、効果的・効率的な行政サービスの推進』を基本理念として、高度化・多様化する行政課題に対応できる行政体制の構築を図っていきます。

(基本理念)

市民との協働を推進し、効果的・効率的な行政サービスの推進

2 基本方針

前述の基本理念をより具体的にするために、次の3つの基本方針を掲げます。

- I 社会情勢の変化や市民ニーズを的確にとらえた行政運営
- II 持続可能とする行政の効率化と財政の健全化
- III 理解しやすい行政と市民との協働の推進

3 推進体制

庁内組織である行政改革推進本部による全庁的な行財政改革を推進します。

また、市民の意見を反映させるため、引き続き民間の有識者や公募者から構成する行政改革推進委員会を設置し、行財政改革を推進します。

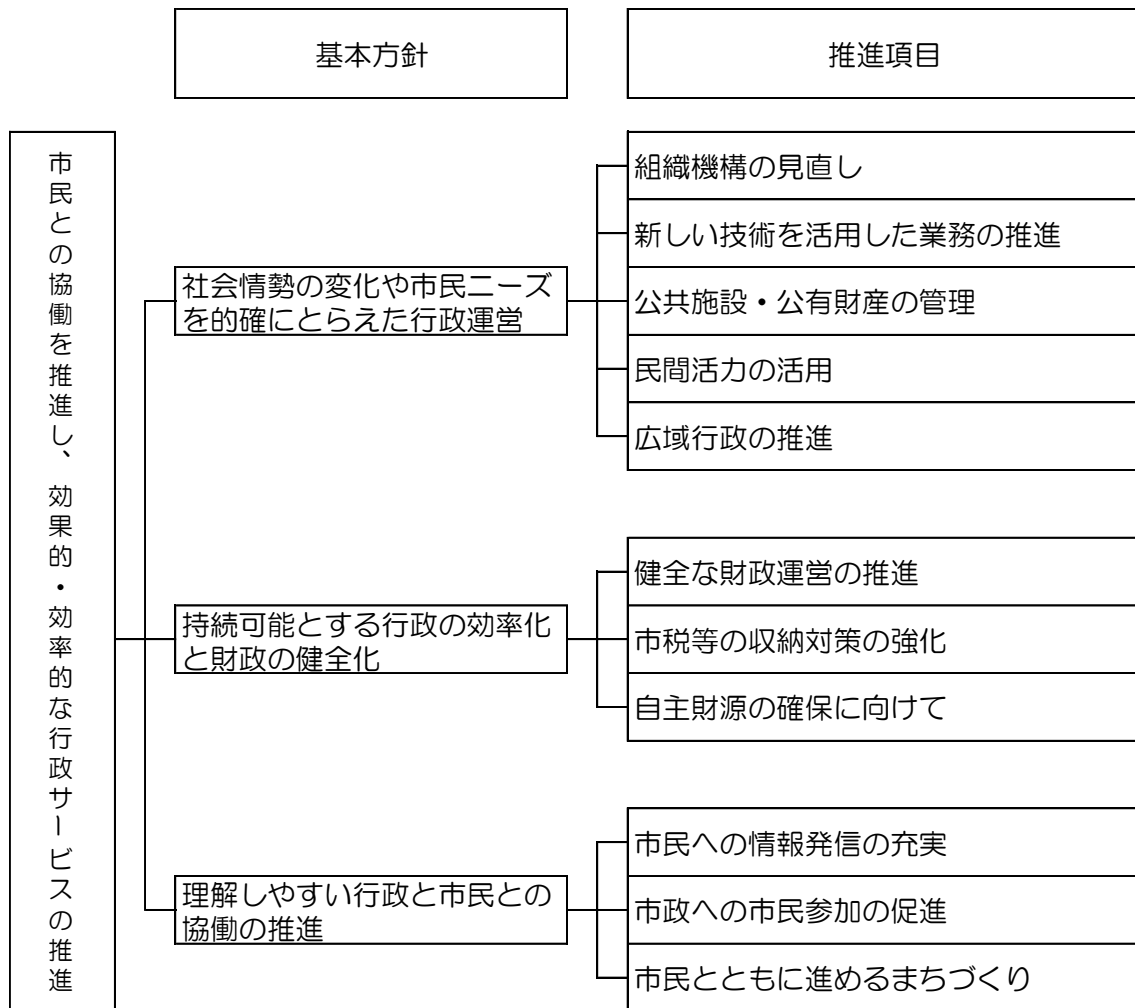
4 推進期間

大綱の推進期間は令和8年度(2026年度)から令和12年度(2030年度)の5ヶ年間とします。なお、社会経済情勢の変化等に応じて、随時、必要な見直しを行うものとします。

5 実行計画

行財政改革の着実な推進を図るため、この大綱に基づき可能な限り具体的な目標や取り組み事項、時期を定めた第5次いすみ市行財政改革実行計画を策定し、48項目(新規10項目)の進捗管理をしていきます。

第 5 次 い す み 市 行 財 政 改 革 大 綱 の 体 系 図



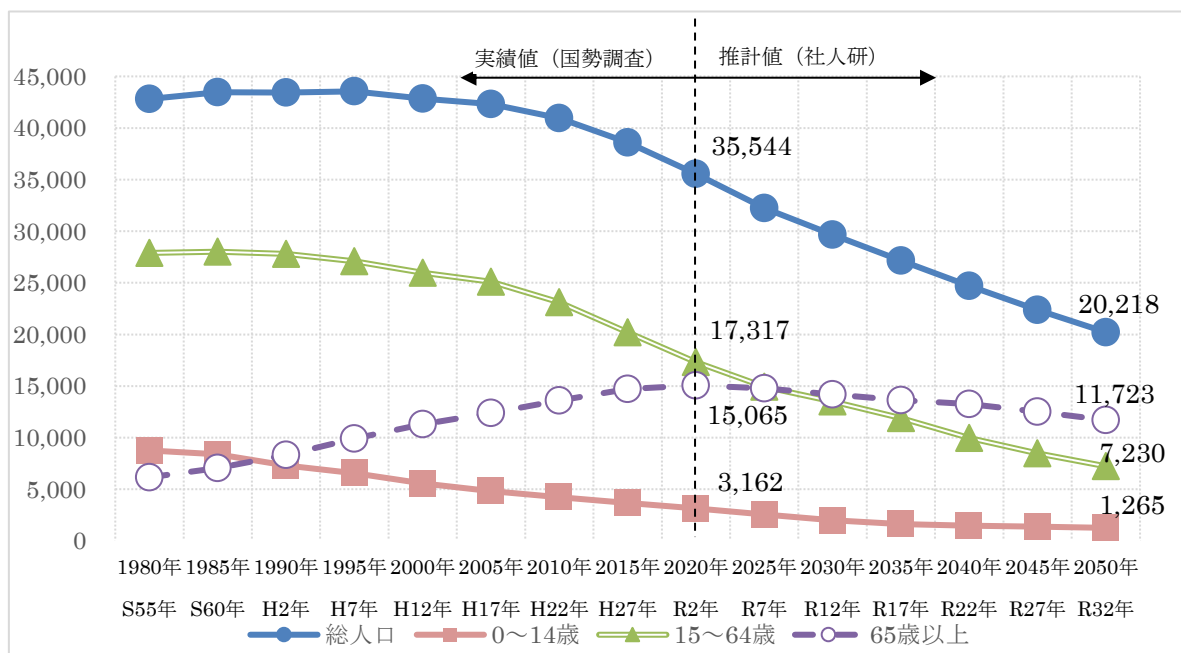
基本方針ごとの推進項目

I. 社会情勢の変化や市民ニーズを的確にとらえた行政運営

いすみ市の人口は令和7年4月に34,468人で、第5次行財政改革大綱の最終年である令和12年（2030年）の将来推計人口は29,674人になると推計されています。令和2年の国勢調査においては、生産年齢人口比率（15歳～64歳）は48.7%、65歳以上の高齢化率は42.4%に対し、令和12年の推計では生産年齢人口比率が45.5%、高齢化率が47.8%と、生産年齢人口よりも高齢化率が上回ることが予測されています。

今後、将来のさらなる人口減少を見据え、社会情勢の変化に伴う新たな行政課題や行政需要に的確に対応できる職員の育成や柔軟な組織体制を構築するとともに、社会のDX化が急速に進む中で市民にやさしいDX化の実現に向けて取り組み、市民サービスの向上と業務の効率化を図ることが重要になります。また、広域行政として近隣自治体と連携・協力して行政課題を検討するほか、民間事業者との包括連携協定に基づく地域課題の解決や地域商社（株式会社SOTOBOSUMI）との官民連携を推進します。

いすみ市の人口の推移及び将来人口推計



出所：令和2年国勢調査及び国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」

Ⅱ. 持続可能とする行政の効率化と財政の健全化

いすみ市の財政運営は、主に地方交付税に依存していますが、物価高騰や人件費等の上昇により、各事業費に影響を受けるなど、これまで以上に財源の確保や事業の見直しに努めなければなりません。また、市町村合併による財政措置である合併特例債の発行が令和7年度に終了することにより、今後老朽化が進むインフラ等の整備・更新にあたり益々厳しい財政運営が想定されます。さらに、人口減少の進展により、生産年齢人口の減少が推測されていることから、市税については収入増加を望めない状況にあります。

このことから、引き続き行政コストの削減や自主財源の積極的な確保を図り、経営資源（人材・資産・財源・情報）の効果的・効率的な配分を進め、限られた財源の中で、社会の変化に対応した最適な行政サービスの提供に努めます。

人口減少社会に向けて、未来につながる持続可能な財政基盤の確立に取り組みます。

(1) 健全な財政運営の推進

- ① 歳入の確保と歳出の抑制
- ② コスト意識の向上
- ③ 市単独補助金の見直し
- ④ 使用料・手数料の見直し
- ⑤ 財政調整基金への積立

(2) 市税等の収納対策の強化

- ① 市税の収納率の向上
- ② 法令に基づいた厳正・的確な滞納整理

(3) 自主財源の確保に向けて

- ① 未利用財産の処分及び低利用財産の有効活用
- ② ふるさと応援寄附金の推進
- ③ 企業版ふるさと納税の推進
- ④ 有料広告事業の推進

Ⅲ. 理解しやすい行政と市民との協働の推進

市における総人口に対する65歳以上の高齢化率は、令和12年度に47.8%と推計される中で、高齢化の進展による新たな問題や課題への対応、市民ニーズの多様化、高度化、複雑化等により、行政需要は量的・質的に増えていくことが予想されます。一方でコロナ禍を経て地域活動やボランティア活動等が減少し、相互のつながりや地域コミュニティの希薄化が進んでいます。

これから更なる少子高齢化社会に向けて、市民が安心して住みたいまちづくりを進めるには、地域活動や地域コミュニティの充実を図り、市民との協働による地域課題の解決に向けての取り組みが重要になります。また、市政情報を分かりやすく、親しみやすく伝えることで、市政への理解を深めるとともに、市政への参加につながるよう発信します。

さらに、地方創生に関する施策に取り組むほか、透明性の高い行政運営を目指すため、各種審議会等における公募委員の登用やパブリックコメント制度を活用した市政における市民の参加等により、市民の視点を大切にすまちづくりを推進します。

(1) 市民への情報発信の充実

- ① 広報広聴の充実
- ② 市ホームページの充実・強化
- ③ 職員派遣講座の充実

(2) 市政への市民参加の促進

- ① 地域創生の推進
- ② パブリックコメント制度の活用
- ③ 各種審議会等外部委員会における公募委員・女性委員の登用
- ④ 市民ワークショップの開催

(3) 市民とともに進めるまちづくり

- ① コミュニティ組織等への支援
- ② 自主防災組織結成促進
- ③ 介護予防の取り組み強化
- ④ 地域包括支援センターの充実
- ⑤ 地域活動の推進（自助、共助、公助の確立）
- ⑥ ボランティア意識の向上
- ⑦ 支えあい・助け合いの地域づくり
- ⑧ 高齢者の見守り活動の充実
- ⑨ ゼロカーボンシティに向けた取り組みの推進